

第3次
舞鶴市教育振興大綱

(案)

令和5年 月

舞 鶴 市

目 次

I.	策定の趣旨	2
II.	大綱の位置付け	2
III.	計画期間	3
IV.	育てたい子ども像と基本理念	3
V.	基本方針	5
1.	生きる力を育み子どもの夢をかなえる教育の推進	5
2.	子どもを育てる教育環境の充実	6
3.	ふるさとを愛する心を育む教育の推進	6
4.	地域社会で支える教育と子育て支援の充実	7
5.	心豊かな生涯学習の推進	7
	舞鶴市教育振興大綱体系図	8

I. 策定の趣旨

人口減少や少子高齢化が急速に進展するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や国際情勢が不安定になる中、地域に住む誰もが健やかで心豊かに暮らすためには、将来を担う子どもたちへの教育や文化・スポーツ等の振興など、持続可能なまちづくりの基盤となる人材育成のために、教育の果たすべき役割はこれまで以上に重要なものとなっています。

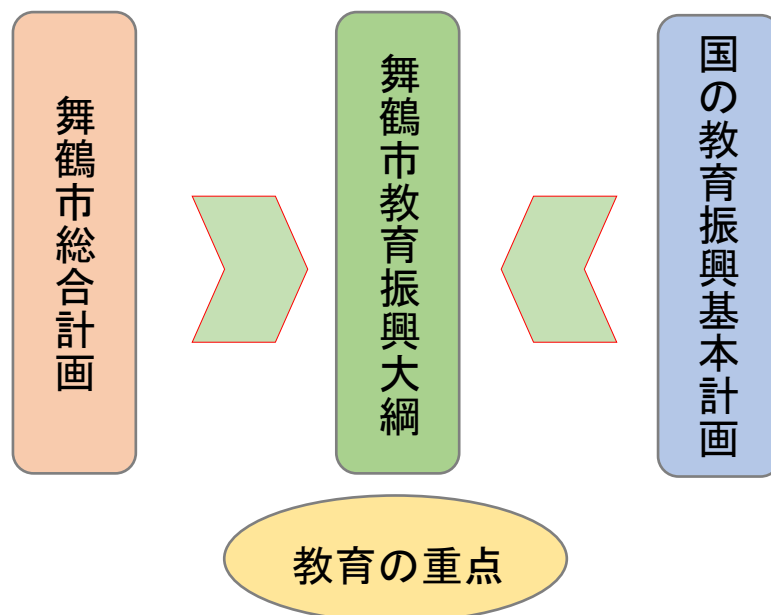
本市では、平成27年8月に「ふるさと舞鶴を愛し夢に向かって将来を切り拓く子ども」の育成を「育てたい子ども像」に掲げる「第1次舞鶴市教育振興大綱」を策定し、平成31年4月からは「第2次舞鶴市教育振興大綱」をスタートさせ、横断的・総合的な教育施策を展開してきました。

この度、令和5年3月末で第2次大綱の計画期間が満了を迎えることから、教育を取り巻く環境や社会情勢などの変化を踏まえ、予測困難な時代において学校・家庭・地域社会が連携を図り、また、ICT等を効果的に活用することで、本市の教育行政を推進していくための基本方針として策定するものです。

II. 大綱の位置付け

舞鶴市教育振興大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、総合教育会議での協議を経て市長が策定するもので、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

また本大綱は、「舞鶴市総合計画」を上位計画とし、教育基本法に基づく国の「教育振興基本計画」を参酌するとともに、本市の関連する諸計画との整合性を図っています。



Ⅲ. 計画期間

本大綱の計画期間は、第7次舞鶴市総合計画（後期実行計画）との整合性を図るため、2023年度から2026年度までの4年間とします。

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
総合計画	基本構想（8年間）							
	前期実行計画（4年間）				後期実行計画（4年間）			
教育振興大綱	第2次大綱（4年間）				第3次大綱（4年間）			

Ⅳ. 育てたい子ども像と基本理念

1. 育てたい子ども像

「ふるさと舞鶴を愛し 夢に向かって将来を切り拓く子ども」

本市が目指す育てたい子ども像は、ふるさと舞鶴を愛し、夢を育み、夢を実現しようとする高い志を持ち、個性や能力を伸ばして自らの将来を切り拓き、力強く生き抜く子ども。コミュニケーション能力と問題を発見・解決する能力を有し、新たな価値を創造していくとともに、相手を尊重し思いやり、保護者や周りの人に感謝する子ども。そして、善悪の正しい判断を持ち自らを律することができる「自律」と、自ら目標を定め自立していく「自立」とを備えた子どもを育成します。

2. 基本理念

「0歳から15歳までの切れ目ない質の高い教育の充実」

本市の教育は、“ふるさと舞鶴を愛し夢に向かって将来を切り拓く子ども”の育成を図るため、「0歳から15歳までの切れ目ない質の高い教育の充実」を基本理念とし、学校・家庭・地域社会が適切に役割分担を果たしつつ、相互に連携しながら施策の推進を図ります。

とりわけ0歳から就学前の乳幼児期は、人格形成の基礎が培われる最も大切な時期であるため、乳幼児教育の充実に向けた取組を積極的に推進し、小学校や中学校へつながる教育の充実を図ります。

このため、「保幼小中連携」体制のもとでの教育内容の充実と、本市の豊かな自然環境の中で、特色ある歴史、文化などの地域資源を活かした教育の推進を地域社会全体で

取り組み、将来、社会の役に立つこと（社会の幸せ）が自らの幸せと感ずることができ
る知・徳・体のバランスのとれた生きる力を持つ未来の創り手となる人材の育成を行
います。

また、市民の誰もが生涯にわたり学習のできる教育力の高い、心豊かな環境づくりを
推進します。

V. 基本方針

基本理念の達成へ向け、次の5つを基本方針の柱とします。

1. 生きる力を育み子どもの夢をかなえる教育の推進
2. 子どもを育てる教育環境の充実
3. ふるさとを愛する心を育む教育の推進
4. 地域社会で支える教育と子育て支援の充実
5. 心豊かな生涯学習の推進

1. 生きる力を育み子どもの夢をかなえる教育の推進

(1) 切れ目ない教育の推進

0歳から15歳の子どもの成長の視点に立ち、成長に合わせた円滑な教育の流れを構築するため、0歳から就学前の乳幼児期と義務教育9年間を、切れ目のない一貫した教育の期間として捉え、教育内容の充実を図るとともに、いわゆる“小1プロブレム”や“中1ギャップ”の解消等円滑な接続に向け、学校・家庭・地域社会が相互に連携しながら「保幼小中の連携」や「小中一貫教育」の実施など切れ目のない教育を推進します。

(2) 質の高い乳幼児教育の推進

幼稚園や保育所（園）、認定こども園において、0歳から就学前の乳幼児期に大切にしたい主体性や自己を肯定するこころの育成に向け、質の高い乳幼児教育を推進します。

(3) 個性を伸ばし夢をかなえるために必要となる力の育成

一人ひとりが夢を育み、夢を実現しようとする高い志を持ち、失敗を恐れず自らの将来を切り拓いていこうとする、自立するたくましい子どもを育てるための生きる力を育む教育の充実を図ります。

そのため、基礎的・基本的な知識・技能の習得を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、自らの個性を活かし多様な人々と協働を促す教育の充実に努めます。

その際、ICTを効果的に活用し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりに取り組み、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等、生涯にわたり学習の基盤となる資質・能力の育成を図ります。

また、一人ひとりの能力を最大限に伸ばす個に応じた教育や特別支援教育を推進するなど、学校教育の充実を図ります。

(4) 心身ともに健全な子どもの育成

幼いころから様々な人との多様なつながりの中での体験や、人権教育・道徳教育等により、自己肯定感を醸成し、相手を思いやり・支え合い、保護者や周りの人に感謝する心豊かな人格の形成を図ります。

情報社会において必要な情報モラル教育の充実や、情報機器の使用と健康との関わりに関して教育関係者や地域社会への理解促進を図り、依存症などの未然防止等に取り組むとともに、いじめや不登校、児童虐待等の未然防止と早期発見・早期対応に全力で取り組み、子どもたちが安心して教育を受けられる環境づくりを推進します。

また、乳幼児期における様々な遊びを通じた身体活動や、学校体育等の運動を通じた体力づくりを推進するとともに、健康・安全教育、食育の充実を図り、生涯にわたりたくましく生きるために必要となる健やかな体づくりを推進します。

2. 子どもを育てる教育環境の充実

(1) 教師等の資質能力の向上と指導体制の充実

子どもの能力や個性を伸ばすとともに健全な成長を支えるため、教育的愛情、使命感と情熱、豊かな感性を持ち、人間的魅力にあふれる指導者の育成を図るとともに、教育に携わる教師や保育者等が主体的に研修に取り組むことにより資質能力の向上を図ります。

また、スクールカウンセラー等の専門家や外部人材等と連携して指導する体制の充実を図り、教師等が子ども一人ひとりに向き合う環境づくりを推進します。

(2) 学校等における教育環境の充実

情報活用能力の育成をはじめ、教育の情報化を推進するための基盤となるICT環境の充実と適切な維持管理を行います。

学校施設の安全・安心を確保するため、「舞鶴市学校施設長寿命化計画」に基づく施設の長寿命化対策など、教育環境の充実を図ります。

また、少子高齢化の執行状況を踏まえながら、子どもたちにとってより良い教育環境について検討を進めます。

(3) 地域社会におけるキャリア教育の充実

高等学校や専門学校をはじめ、高等教育機関や地元企業、各種団体等との連携を図り、自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現につなげることができるよう、それぞれの段階に応じたキャリア教育を推進します。

3. ふるさとを愛する心を育む教育の推進

(1) ふるさと学習の推進

引き揚げをはじめ本市の特色ある歴史、文化や豊かな自然、主要な産業等について、本市独自の副読本や校外学習、さらには職場見学や職場体験等の体験活動を通して学ぶことにより、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つ心を育む教育を推進

します。

(2) グローバル社会に対応する教育の推進

国際化が進展する社会の中で、国際社会の一員として生きる力を養うため、英語によるコミュニケーション能力の充実を図るとともに、国際交流や国際理解等の取組を推進するなど、グローバルに活躍できる人材の育成を図ります。

4. 地域社会で支える教育と子育て支援の充実

(1) 家庭・地域との連携による教育と子育て支援の推進

子どもの教育の原点である家庭の教育力の向上を図るとともに、経済的に困難な家庭の就学を支援するなど、安心して家庭教育が行える環境づくりを推進します。

また、保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実を図るとともに、地域と学校が連携・協働して行う教育支援活動等の活性化を図るなど、地域ぐるみで子どもの教育と子育てを支援する取組の充実を図ります。

(2) 社会教育団体等との連携の推進

児童生徒が集団行動の中で規範を身に付けるとともに、心身ともにたくましさを養うため、社会貢献活動を行う団体や文化・スポーツ団体等との連携を推進し、子どもの健全な育成を支援する中で、地域の意向を踏まえながら、中学校部活動の地域移行を進めます。

5. 心豊かな生涯学習の推進

(1) 市民の学習活動の推進

市民自らが生涯を通じて学び、学びが個人を成長させ、生きがいのある人生を送ること、さらには地域公共人材の育成につながるよう、いつでも、どこでも学ぶことができ、活動を続けることができる生涯学習社会の実現を図ります。

このため、市民の自主的な文化活動を推進するとともに、世代間交流など、人と人とのつながりづくりを推進し、ひいてはそれが、次代を担う子どもの育成に生かされるよう、その環境構築を図ります。

(2) 市民スポーツの推進

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しく運動やスポーツに親しむ機会の充実を図り、生涯にわたり健康で活力ある生活を送ることができる環境づくりを推進します。

(育てたい子ども像)

ふるさと舞鶴を愛し夢に向かって将来を切り拓く子ども

自立

ふるさと舞鶴を
愛する

夢の実現に向け
高い志を持つ

自律

コミュニケーション
能力を有する

人を思いやり保護者や
周りの人に感謝する

(基本理念)

0歳から15歳までの切れ目ない質の高い教育の充実

1. 生きる力を育み
子どもの夢をかなえる
教育の推進

5. 心豊かな
生涯学習の推進

2. 子どもを育てる
教育環境の充実

4. 地域社会で支える
教育と子育て支援の充実

(基本方針)

3. ふるさとを愛する心を
育む教育の推進